

平成28年（2016年）第4回市議会定例会本会議（12月14日）

## 予算決算常任委員長報告（議案）

ただいま議題となっております議案のうち、予算決算常任委員会に付託されました議案第97号、第102号、第104号及び第107号の以上4件につきまして、委員会における審査の経過と結果を報告します。

本議案は、11月18日の予算決算常任委員会理事会において、担当する各分科会に送付することを決定し、12月2日及び6日の分科会において、詳細な審査を行いました。

これを受け、委員会は、12月12日会議を開き、各分科会委員長の報告を聴取しました。

次いで、質疑はなく、総括質疑を行いました。

総括質疑での主な質疑を申し上げますと、議案第97号 平成28年度横須賀市一般会計補正予算（第3号）は、臨時福祉給付金給付事業の業務委託契約において受託事業者に対し市内在住者の優先雇用及びハローワーク等の活用を義務付ける必要性、（仮称）中央こども園整備において総合的な機能集約の議論を踏まえた設計構想を行う必要性についてであります。議案第104号 市民活動サポートセンターの指定管理者の指定については同管理者選定において公開プレゼンテ

ーションと選考を同日に行う合理的な理由についてであります。

次いで、土田弘之宣委員ほか3名から議案第97号に対する修正の動議が提出され、これを議題とし、修正案の説明を聴取して質疑を行いました。質疑はなく終了しました。

次いで、討論において、永井真人委員から議案第97号に対する修正案について、公立保育園再編計画を進めるために（仮称）中央こども園は早期に建設しなければならないという点は同意見であるが、これまでも土地選定については他の土地の可能性も含め柔軟に検討すること、また、他の施設との複合化も検討すべき等の意見が出ていたにも関わらず、国の合同庁舎跡地にこだわり続けており、なんとしても建設に突き進もうとする姿勢しか感じられない。当該土地は定期借地が設定できないと言われていたが、一転、なぜか可能となり、借地期間も変更となった。また、定期借地では施設の複合化もできず、借地料についても不確定な状況である。本市の30年後のありようを見通すことができない現在の状況では建設に賛成することはできない。将来の横須賀と子どもたちのために、今一度検討を尽くすことを求めるために修正案に賛成する。」旨の意見が、小室卓重委員から議案第97号について、時代のニーズに応じてできた国の子ども・子育て支援新

制度に基づき、保育・子育て支援を必要とするすべての人を対象としたこの新制度の理念を形にする市立こども園の建設は賛成であるが、建設場所以外の事業内容について明らかにされておらず、詳細な説明はない。「環境を通した子ども中心の教育・保育」は、これまでとは異なる保育を行う新たな試みであり、大変大きな出来事である。現在、試行段階のため、説明できる保育方針が固まっていなくても、いつまで試行なのか、いつ説明ができるのか等、計画について明らかにしていくことが必要であると考え。それらなくして事業を進めていくことは市民不在でありまったく合理的でないことから議案第97号に反対する。」旨の意見がそれぞれあり、採決の結果、議案第97号の修正案は賛成多数、修正部分を除く原案は全会一致となり、議案第97号は、一部修正の上、可決すべきものと決定しました。

また、議案第102号、第104号及び第107号の以上3件は全会一致で、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。